

5. 「遵法性」項目について

1	Q	納税等の項目について、都内に事業所がない場合、納税証明書（「その3の3 未納の税額がないことの証明」）以外、提出しなくてもよいということですか。
	A	はい、そうです。ただし、様式第4号「課税等の状況に関する誓約書」の該当無にチェックを入れて、提出してください。
2	Q	社会保険料の納入確認書は、どのようなものを提出すればいいですか。
	A	「未納の無いことの確認書（例.社会保険料納入確認書）」、又は「保険料納入告知額・領収済額通知書の写し（24ヶ月分）」 または「領収済通知書の写し（24ヶ月分）」をご提出ください。
3	Q	労働保険料の納入証明書は、どのようなものを提出すればいいですか。
	A	地方労働局が発行する「労働保険料の未納がないことを証明する書類」（例：労働保険料等納入証明書） または「労働保険料の申告額及び納付済が確認できる書類」をご提出ください。 なお、後者は直近3年分が必要となります。
4	Q	労働保険料の納入は、労働保険事務組合に委託していますが、その場合どうすればよいですか。
	A	労働保険事務組合から発行される直近3年分の納入通知書と領収書を添付してください。
5	Q	マニフェスト等は、どのように準備しておけばよいですか。またどのように確認しますか。
	A	申請フォームの「申請者のマニフェスト状況及び現地審査情報等」に入力された場所に集めておいてください。 あらかじめ机などに並べておいていただくと審査がスムーズに行えます。 現地審査が近づきましたら、詳細をお知らせいたします。 電子マニフェストを使用している場合は、JWNETの管理画面をご用意ください。